第３章　緑地の配置計画

１　緑地の配置方針

(1) 基本方針

都市の緑は、良好な都市環境を形成する上で、次のような機能を有しています。

緑地の配置計画は、これらの機能を有する現状の緑地を保全、活用するとともに、不足している緑を確保する視点から、各機能（系統）別に配置方針を検討した上で、総合的な配置計画を作成しました。

■都市の緑の主な機能

分　類	主な内容	具体的な緑（例示）
環境保全機　能	・山林、水系などによる水源かん養、生物の生息環境の保全、自然生態系の維持 ・二酸化炭素の吸収などによる大気の浄化、気候の調節、地球温暖化防止への寄与 ・貴重な自然の維持、文化的資産の保全	・稜線（尾根筋）、山林、河川、湖沼 ・山林、市街地内の樹林地 ・植物群落、社寺林
レクリエーション機　能	・自然とのふれ合い、自然学習、野外レクリエーションの場の提供 ・市民の休養・休息、遊び場の提供 ・スポーツ・レクリエーション、交流の場の提供	・自然観察の森、野外キャンプ場 ・街区公園、近隣公園 ・運動公園、グラウンド
防災機能	・大雨時における流量調整、洪水防止 ・火災時における延焼防止 ・騒音の遮断などの公害防止、抑制 ・災害時の避難場所の提供	・山林、傾斜地の樹林地 ・市街地の緑地帯、河川 ・緩衝緑地 ・都市公園、学校
景観構成機　能	・地域を特徴づける景観、固有の歴史・文化を印象づける景観の形成 ・市街地における良好な景観の形成	・山頂、山なみ、田園景観、鎮守の森 ・都市公園、公共施設の緑地、緑の多い市街地

注：「新編　緑の基本計画ハンドブック」などを参考に整理しました。

自然とのふれ合いの場
（魅惑の里、吉和地域）

自然とのふれ合いの場
（おおの自然観察の森、大野地域）

■緑の機能イメージ

【環境保全機能】

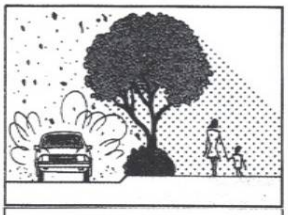

気温の緩和、大気汚染の浄化

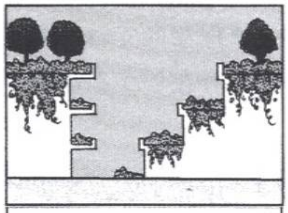

省エネルギー化に寄与

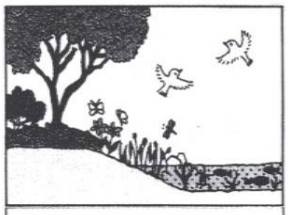

生物の生息環境

【レクリエーション機能】

散策・自然学習の場

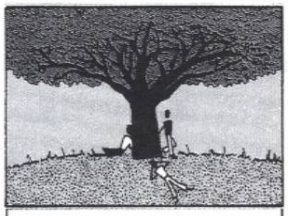

休養・休息の場

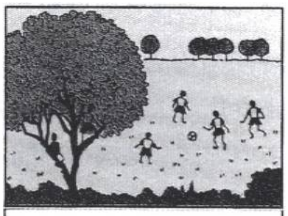

運動・遊びの場

【防災機能】

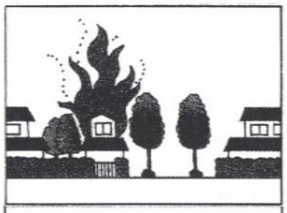

延焼の遅延や防止

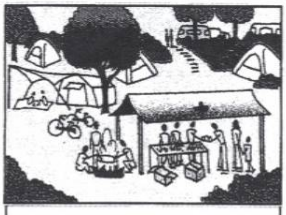

災害時の避難場所

流量の調整、洪水の防止

【景観構成機能】

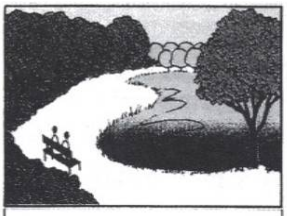

自然景観の構成

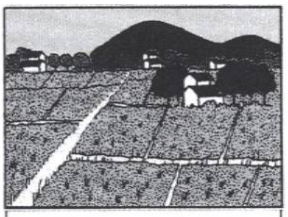

田園風景の構成

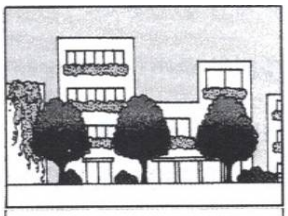

都市景観に風格を与える

（「新編　緑の基本計画ハンドブック」より）

ア　環境保全機能を有する緑地の保全

良好な都市環境を維持するとともに、地球温暖化の防止、低炭素社会の形成に資するため、本市の骨格を構成する緑地、優れた自然環境を有する緑地、歴史的・文化的資産と一体的な緑地、水源かん養、二酸化炭素吸収による大気の浄化などの環境保全機能を有する一団の緑地などを保全します。

イ　市民ニーズに対応した多様なレクリエーション空間の確保

市民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するため、都市公園を確保し、適切に配置します。

また、市民の多様なレクリエーション需要に対応するため、良好な自然環境を有する緑地、都市農地などを有効に活用します。

さらに、これらの都市公園等、レクリエーション施設などのネットワーク化を図ります。

ウ　緑地の保全、整備による防災性の向上

安全・安心な市民生活の確保を図るため、公害・災害の低減に資する緑地を保全します。

また、地震火災時における災害の拡大を抑制するため、市街地の緑化を推進するとともに、市民が安全に避難できるよう、都市公園等、歩行者空間による避難地、避難路の確保を図ります。

エ　緑豊かな景観の形成

本市の景観を特徴づける緑地、市街地、集落の良好な景観を構成する緑地などを保全します。

また、都市公園や公共施設の緑化、民有地の緑化などを進め、快適で潤いのある都市景観の形成を図ります。

オ　緑のネットワークの形成

市民や来訪者が自然とのふれ合いの場、レクリエーション空間を利用しやすいよう、これらを結ぶ道路、歩行者空間などのネットワークの形成を図ります。

また、市街地周辺の尾根筋、斜面樹林地、海岸線などの緑地と市街地内の都市公園等、公共施設など歩行者空間、河川沿いの緑地などで結ぶ緑のネットワークを形成するなど、緑と融合した都市づくりを推進します。

(2) 系統別緑地の配置方針

ア　環境保全系統

(ｱ) 現状と課題

本市は、島しょ部、沿岸部、内陸部、山間部など多様な地域で構成され、世界遺産を擁する「宮島」をはじめとする歴史文化資源と一体となった緑地、貴重な自然資源、特性を有する緑地など、豊富な自然資源を有しています。

また、内陸部、山間部においては、水源かん養、大気の浄化などの環境保全機能を有する一団の森林などが分布しています。

自然資源に恵まれた本市の特徴を活かしたまちづくりを進めるとともに、良好な都市環境の維持、貴重な自然資源の継承、地球環境問題への対応などを図るため、これらの緑地を保全する必要があります。

(ｲ) 配置方針

a　都市の骨格を形成する緑地の保全

本市及び各地域の骨格を構成する尾根筋、市街地の無秩序な拡大を抑制する市街地外郭の緑地など、都市の骨格を形成する緑地を保全します。

b　優れた自然の保全

世界遺産を擁する「宮島」と島内の瀰山（みせん）原始林、瀬戸内海国立公園極楽寺山、西中国山地国定公園、東山渓谷、細見谷渓谷、羅漢峡、万古渓、大峯山などの優れた自然を保全します。

c　歴史的・文化的資産と一体的な緑地等の保全

嚴島神社をはじめ、ＪＲ廿日市駅周辺に多く分布する社寺林、勁操園周辺（佐伯地域）、上田宗箇岩船の水周辺（同）、冠遺跡群周辺（吉和地域）、田中原古墳群周辺（同）などの歴史的・文化的資産と一体化した緑地、特性を有する緑地などを保全します。

d　山林、河川・湖沼等の保全

水源かん養、大気の浄化などの環境保全機能を有する一団の緑地、河川・湖沼、湿原・湿地、良好な環境を有する海岸線などの緑地を保全します。

東山渓谷（吉和地域）

万古渓（佐伯地域）

■環境保全系統の緑地の配置方針図

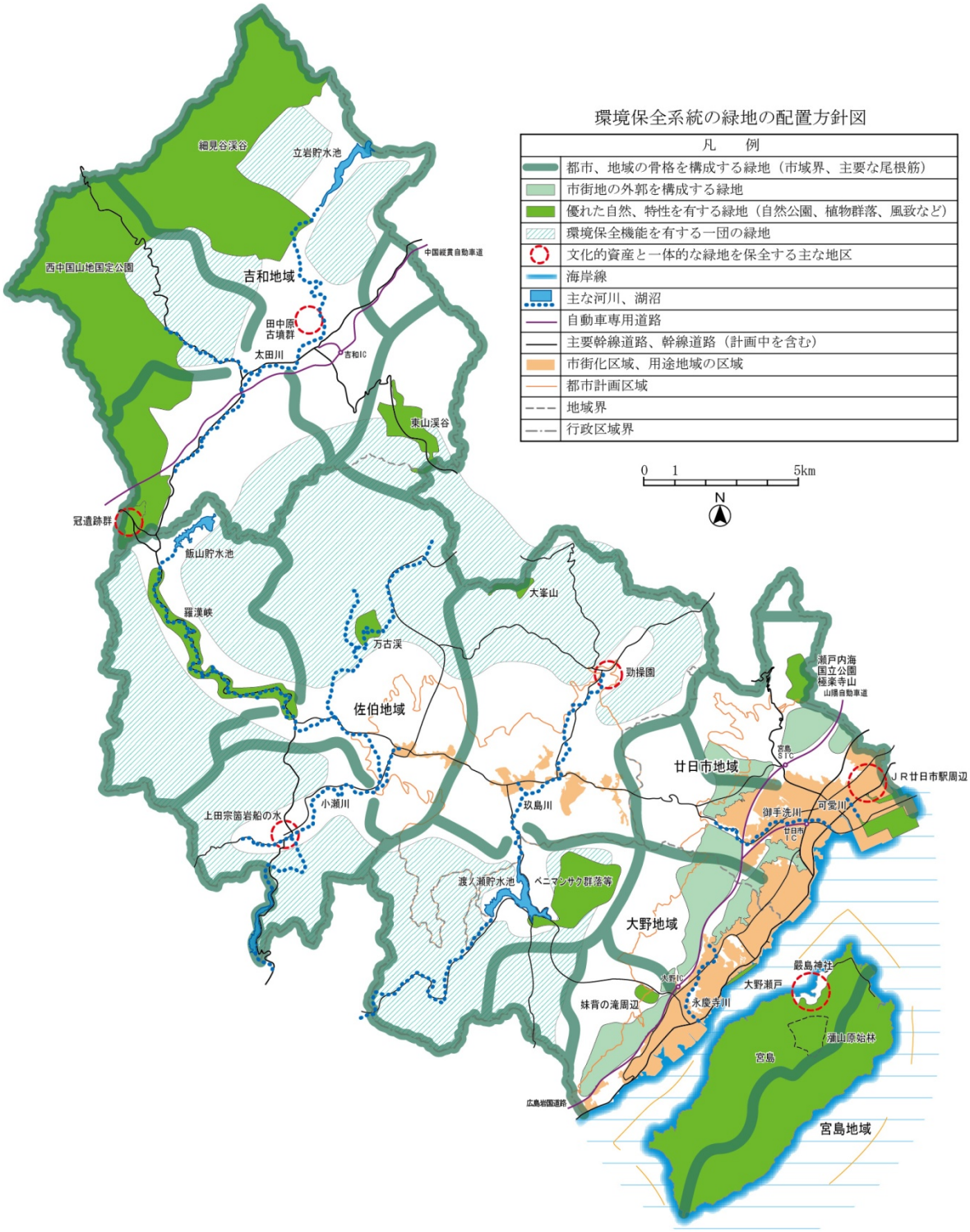

イ　レクリエーション系統

(ｱ) 現状と課題

都市計画区域内人口１人当たり都市公園の面積は、区域の大半が法規制によりレクリエーション地としての利用が制約される宮島公園（風致公園、419.10ha）を除くと8.04㎡で、国の定める標準面積10㎡／人（都市公園法施行令第１条の２）を下回っており、都市公園の整備を進める必要があります。

また、地域別の人口１人当たり都市公園の面積は地域によって差があり、地域間の均衡の確保に配慮して都市公園の整備を進める必要があります。

一方、本市は、自然環境に恵まれ、レクリエーション地が豊富に分布しており、これらの緑地を市民が緑とふれ合う場として適切に活用する必要があります。

(ｲ) 配置方針

a　都市公園の確保

市民の日常レクリエーションの場を確保するため、市街地を対象として、街区公園、近隣公園、地区公園を適正に配置することとし、既設の公園を適切に維持するとともに、不足している地区については、計画的に整備します。

また、市民の運動、休息、自然とのふれ合いなど多様なレクリエーションの場として佐伯総合スポーツ公園（運動公園）を、市民が自然と親しみ、風致を享受する公園として妹背の滝風致公園、宮島公園（以上、風致公園）を適切に維持します。

さらに、既設の緩衝緑地、都市緑地、緑道等を適切に維持します。

■住区基幹公園の配置標準

種　別	対象人口 （利用圏の人口）	誘致距離 （利用圏）	人口１人 当たり面積	１か所の面積
街区公園	1,000～2,500人	250ｍ	1.0㎡／人	0.1～0.25ha
近隣公園	5,000～10,000人	500ｍ	2.0㎡／人	１～２ha
地区公園	40,000人	1,000ｍ	1.0㎡／人	４ha

注：都市計画運用指針などを参考に設定しました。

b　公共施設緑地の活用

小中学校のグラウンド、スポーツ施設などの公共施設の緑地を市民の身近なレクリエーション空間として活用します。

c　レクリエーション地の活用

宮島、瀬戸内海国立公園極楽寺山、西中国山地などの自然公園、もみのき森林公園、吉和魅惑の里、アルカディア・ビレッジ、おおの自然観察の森などの自然レクリエーション地などの既設のレクリエーション地を、市民、来訪者の多様なレクリエーションの場として活用します。

d　歩行者空間等のネットワークの形成

市街地においては、都市計画道路等の歩道、河川沿いの緑道などを活用し、都市公園、公共施設緑地等を結ぶ安全で快適な歩行者空間のネットワークの形成を図ります。

また、主要な都市公園、自然レクリエーション地などを結ぶ自然歩道などの整備を推

進し、都市公園、公共施設緑地、自然レクリエーション地を結ぶ安全で快適な歩行者空間等のネットワークの形成を図ります。

■レクリエーション系統の緑地の配置方針図

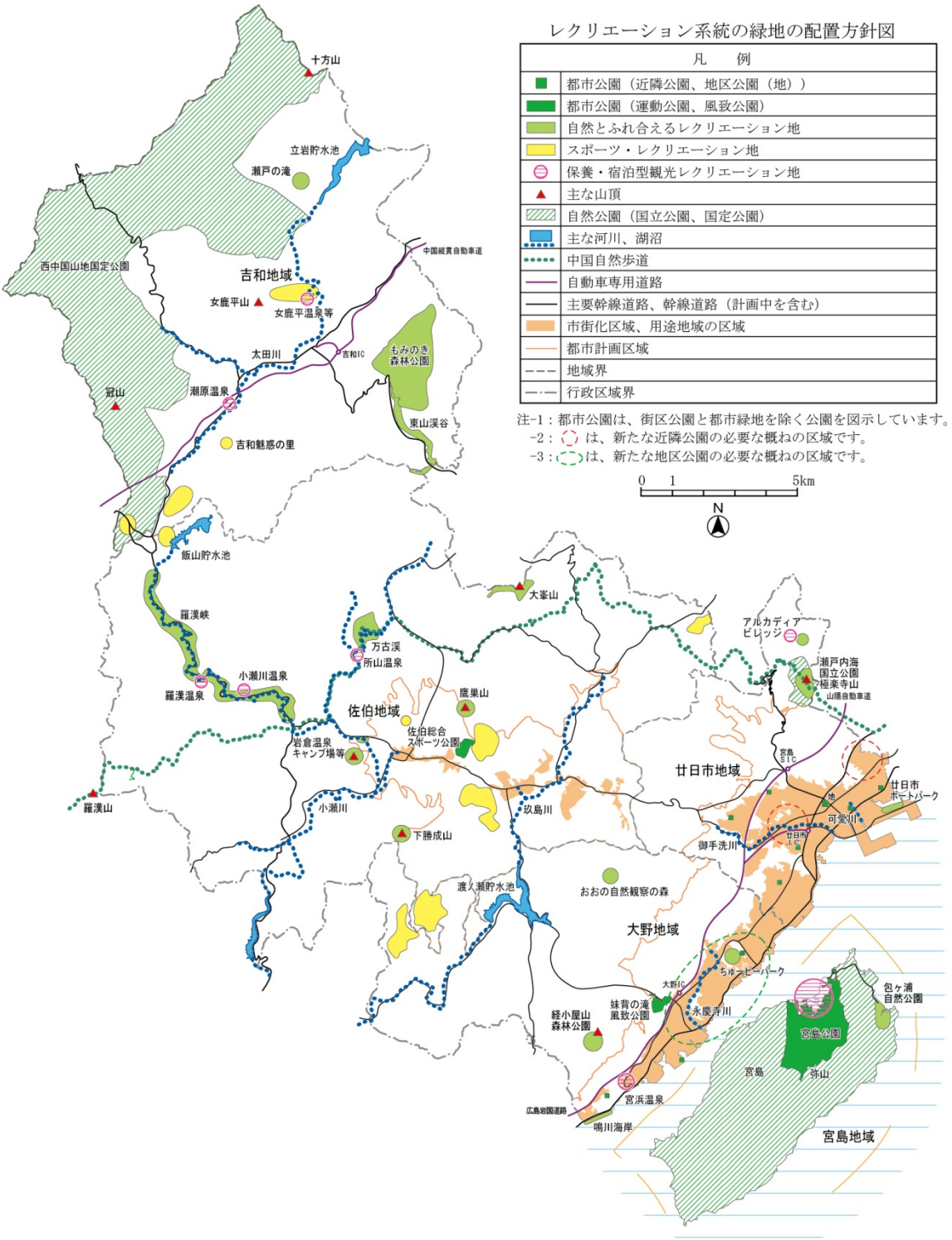

ウ　防災系統

㈦ 現状と課題

市街地周辺の斜面樹林地は、土砂災害危険箇所等に指定されている地区が多くあり、自然災害を防止するため、緑地の保全など適切な対策を講じる必要があります。

また、住宅地の工業地の間の緑地、市街地に近接する高速道路沿いの緑地など、公害の防止に資する緑地を保全する必要があります。

さらに、地域防災計画との整合を図りながら、都市公園等の避難地としての活用などにより、市街地における防災性の向上を図る必要があります。

㈠ 配置方針

地震火災などの災害時に安全に避難するため、避難地、避難路を確保します。（注）

a　避難空間の確保

(a) 避難地

避難地は、一次避難地、広域避難地を確保します。

一次避難地は、災害時における市民の一時的な避難地、広域避難地への集合拠点となる場所で、各住区において、市民１人当たり２㎡以上の面積を確保することとし、新宮中央公園、地御前公園、大野東部公園（計画）などの近隣公園、地区公園、小中学校、公共スポーツ施設等の公共緑地、レクリエーション系統で計画した近隣公園、地区公園を避難地として位置づけます。

広域避難地は、災害時における市民の最終的な避難の場所で、概ね２㎞以内に市民１人当たり２㎡以上の面積を確保することとし、阿品公園、峰高公園、大野中学校周辺、佐伯総合スポーツ公園などを位置づけます。

これらの避難地については、必要に応じ、防火植林帯、備蓄倉庫、飲料水兼用型耐震性防火水槽等の設置など、避難地としての必要な整備を行います。

(b)避難路

都市計画道路を避難路として位置づけ、これらの整備、沿道の不燃化等を促進するとともに、身近な避難路としての河岸沿いの緑道、生活道路と合わせて、市街地から避難地に安全に移動できる避難路のネットワークを形成します。

注：避難地、避難路の確保の方針は、「防災公園の計画・設計に関するガイドライン（案）」（平成27(2015)年９月改訂版　国土交通省国土技術政策総合研究所）によります。

b　公害・災害の防止等に資する緑地

(a)　公害の防止

住吉、下平良地区の工業地と住宅地との間の既設の緩衝緑地を維持します。

また、山陽自動車道・広島岩国道路と市街地の間の緑地を公害の防止、軽減機能を有する緑地として保全します。

工業地と住宅地との間の緩衝緑地となる昭北緑地（廿日市地域）

(b) 自然災害の防止

原地区などの土砂災害警戒区域周辺の緑地、土砂災害防止機能のある保安林、河川区域等の法指定地、市街地内及び周辺に分布する急傾斜地等の樹林地、海岸線などを自然災害を防止する緑地として保全します。

■防災系統の緑地の配置方針図

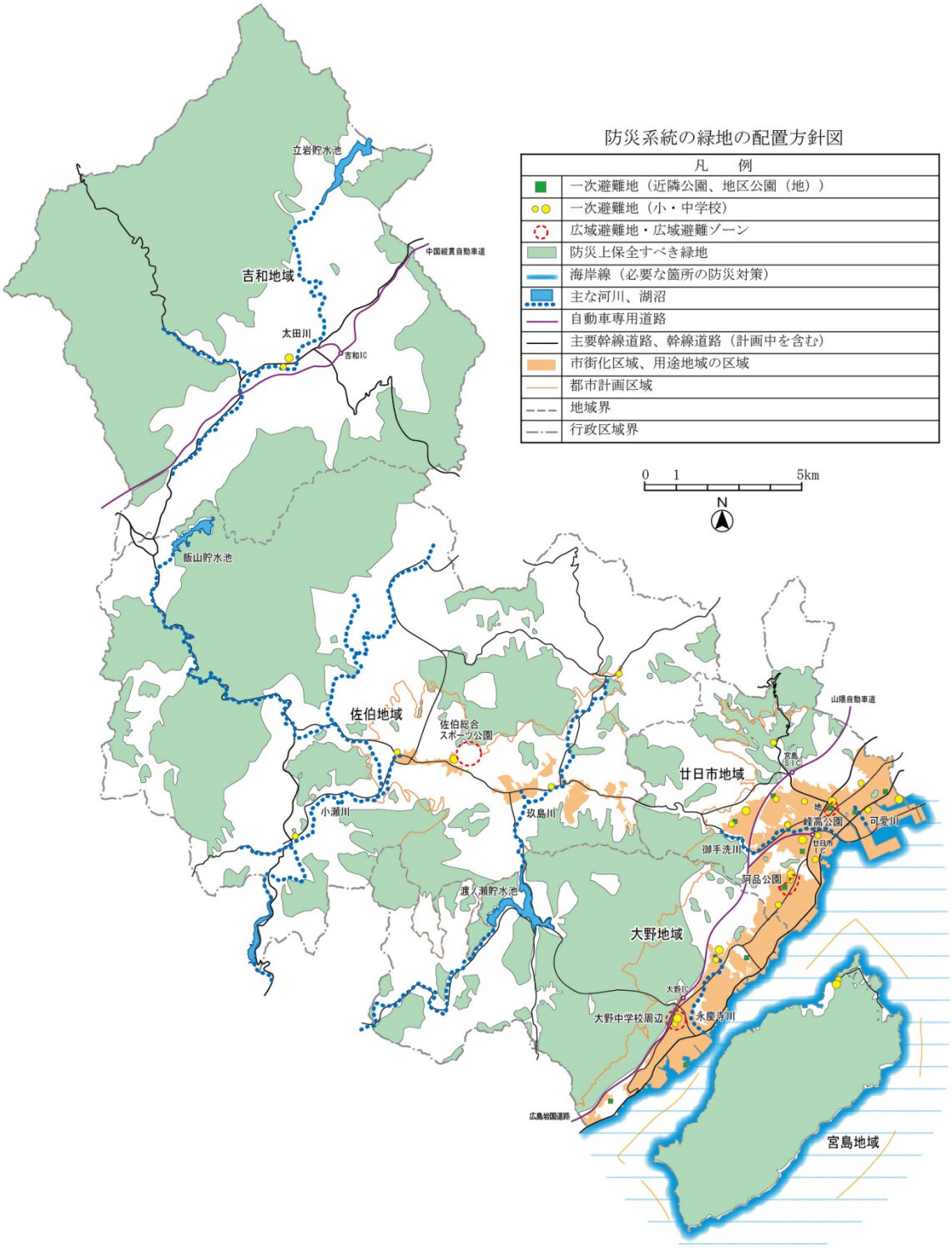

エ　景観構成系統

㈦ 現状と課題

本市は、臨海・沿岸部の市街地景観、歴史的まちなみ景観、内陸部の田園景観、山地部の山なみ景観、渓谷美など、それぞれの地域において特徴のある景観を有しています。

こうした景観を継承し、特徴のあるまちづくりを進めるため、廿日市市景観計画との整合を図りながら、良好な景観を構成する緑地を保全する必要があります。

また、良好な都市景観を形成するため、市街地における緑地の保全、市街地の緑化などを進める必要があります。

㈠ 配置方針

a　都市の景観を特徴づける緑地の保全

本市の景観を代表する世界遺産を擁する「宮島」、西中国山地国定公園、市街地のバックスクリーン（背景）を構成する斜面樹林地、ランドマークに位置づけられる山頂、渓谷、自然海岸など、本市の景観を特徴づける緑地を保全します。

b　市街地、集落の良好な景観を構成する緑地の保全

市街地、集落の良好な景観を構成する歴史的・文化的資産と一体化した緑地、住宅団地等の周辺に残存する斜面樹林地、河川・湖沼、海岸線などを保全します。

また、都市公園、公共施設緑地等の点的景観要素、河川、水面、街路樹等の線的景観要素など、市街地内の良好な景観を構成する緑地を保全します。

c　市街地開発事業等における良好な景観の誘導

市街地内とその周辺の景観要素を構成する樹林地、農地などを開発する場合は、適切な残置森林の確保と法的手法による保全を図るなど、良好な景観を維持するよう誘導します。

市北部のランドマーク女鹿平山（吉和地域）

宮島対岸の山なみと市街地の緑（大野地域）

■景観構成系統の緑地の配置方針図

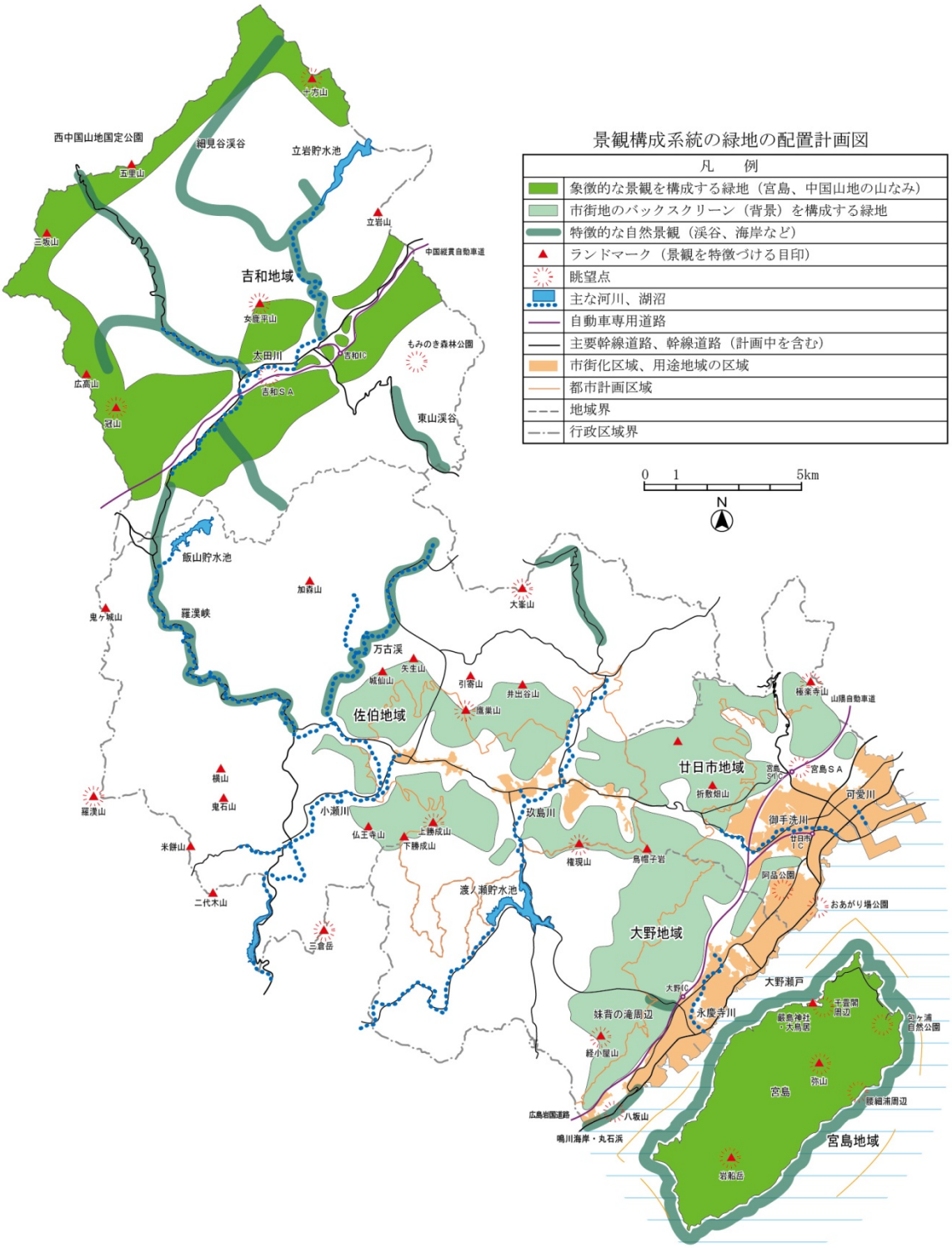

2　緑地の配置計画

緑地の配置計画は、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統及び景観構成系統の緑地の配置計画を総合化して作成しました。

(1) 保全系緑地の配置方針

ア　良好な自然環境の保全

良好な自然環境を有する次のような緑地を保全します。

- 本市及び各地域の尾根筋、市街地外郭の緑地など都市の骨格を形成する緑地
- 世界遺産を擁する「宮島」をはじめとする本市を代表する自然環境や史跡・名勝・天然記念物などの貴重な自然資源
- 歴史的・文化的資産と一体化した緑地、特性を有する緑地
- 水源かん養、大気の浄化などの環境保全機能を有する一団の緑地、河川・湖沼、良好な環境を有する海岸線など

イ　公害・災害の防止

公害・災害の防止、低減を図るため、次のような緑地を保全します。

- 既設の緩衝緑地
- 山陽自動車道と市街地の間の緑地
- 土砂災害警戒区域周辺の緑地、保安林、河川区域等の法指定地
- 市街地内及び周辺に分布する急傾斜地等の樹林地、海岸線など

ウ　良好な景観を構成する緑地の保全

本市の景観を特徴づける緑地や市街地、集落における良好な景観を構成する緑地を保全します。

- 世界遺産を擁する「宮島」をはじめとする本市の景観を特徴づける緑地
- 歴史的・文化的資産と一体化した緑地、自然環境上の特性を有する緑地、住宅団地等の周辺に残存する斜面樹林地（残置森林）、河川・湖沼、海岸線等
- 都市公園、公共施設緑地、街路樹等

また、市街地周辺の景観要素を構成する緑地を開発する場合は、適切な残置森林の確保と法的手法による保全を図るなど、良好な景観を維持するよう誘導します。

(2) 都市公園等の施設系緑地の配置方針

ア　都市公園の確保

市民の日常レクリエーションの場を確保するため、市街地を対象として、街区公園、近隣公園、地区公園を適正に配置することとし、既設の公園を適切に維持するとともに、不足している地区については、計画的に整備します。

佐伯総合スポーツ公園（運動公園）、妹背の滝風致公園、宮島公園（風致公園）を適切に維持します。

既設の緩衝緑地、都市緑地、緑道等を適切に維持します。

イ　公共施設緑地の活用

小中学校のグラウンド、スポーツ施設などの公共施設の緑地を市民の身近なレクリエー

ション空間として活用します。

ウ　レクリエーション地の活用

既存の自然公園、自然レクリエーション地などを市民、来訪者の多様なレクリエーションの場として活用します。

このうち、自然レクリエーション地が集積している地区、保養・宿泊施設と一体的な地区を拠点的な観光・レクリエーション地として位置づけ、交流・レクリエーションの場として積極的に活用します。

また、市民や来訪者が自然とのふれ合いの場、レクリエーション空間を利用しやすいよう、これらを結ぶ次のような軸を設定します。

・自然環境とのふれ合い軸
・観光・交流軸

エ　避難空間の確保

災害時における市民の一時的な避難地、広域避難地への集合拠点となる一次避難地は、各住区において、新宮中央公園、地御前公園、大野東部公園（計画中）などの近隣公園、地区公園、小中学校、公共スポーツ施設等の公共緑地を位置づけます。

災害時における市民の最終的な避難の場所となる広域避難地は、阿品公園、峰高公園、大野中学校周辺、佐伯総合スポーツ公園などを位置づけます。

都市計画道路を避難路として位置づけ、市街地から避難地に安全に移動できる避難路のネットワークを形成します。

避難地としての機能を有する新宮中央公園（廿日市地域）

(3) 緑のネットワークの形成

市街地においては、都市計画道路等の歩道、河川沿いの緑道などを活用し、都市公園、公共施設緑地等を結ぶ安全で快適な歩行者空間のネットワークの形成を図ります。

また、主要な都市公園、自然レクリエーション地などを結ぶ自然歩道などの整備を推進し、緑のネットワークの形成を図ります。

妹背の滝風致公園（大野地域）

宮島公園内の紅葉谷公園（宮島地域）

街区公園と水辺の遊歩道（大野地域）

■緑地の配置計画図
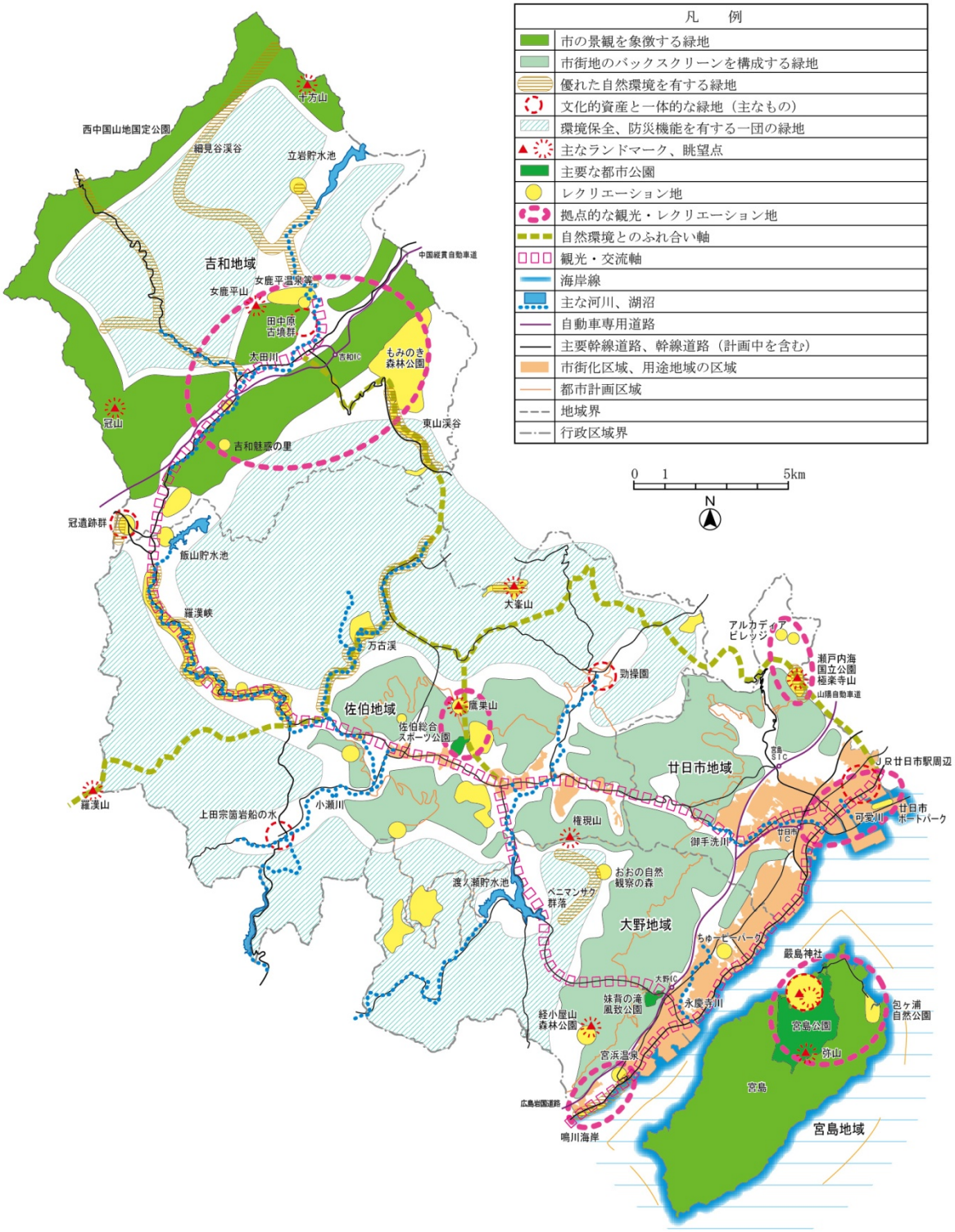
緑地の配置計画図